

第3期

概要版

始良市子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



男女が共同し、子どもを安心して生み育て、
子どもが健やかに育つまちづくり

令和7年3月

始 良 市

1

始良市子ども・子育て支援事業計画とは

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。「第2次始良市総合計画」を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。また、「新・放課後子ども総合プラン」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策の推進に係る市町村計画」及び「こども計画」としての内容を含みます。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

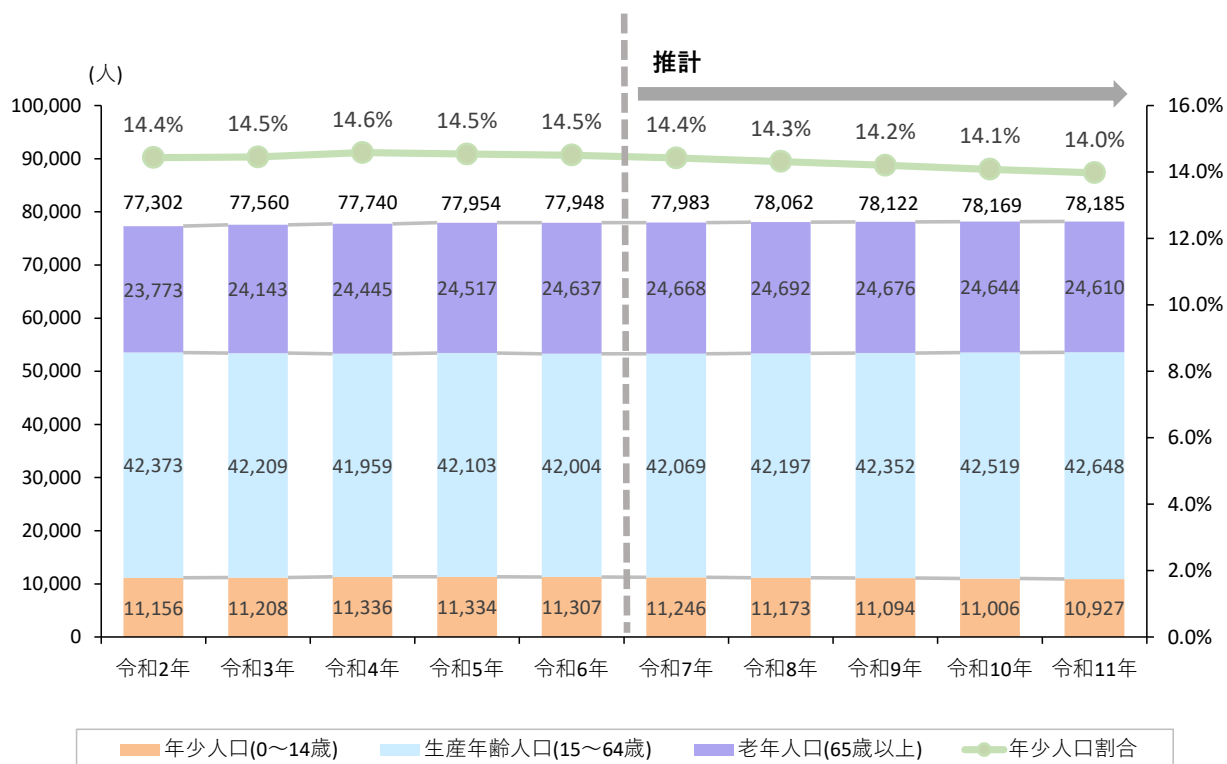
2

児童数の推移と将来推計

国全体及び県全体の人口が減少傾向にある中、本市総人口は横ばい傾向にあり、令和6年の総人口は77,948人となっています。

年少人口（0～14歳人口）についても、横ばい傾向で推移しており、令和6年の年少人口は11,307人となっています。

今後は、総人口は引き続き横ばいで推移していく一方、年少人口は減少していくことが見込まれており、総人口に占める年少人口の割合も下降していくことが見込まれています。



3

基本理念

本市においては、第1期計画及び第2期計画における基本理念として「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」を掲げ、お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現に向けた子育て支援を推進してきました。

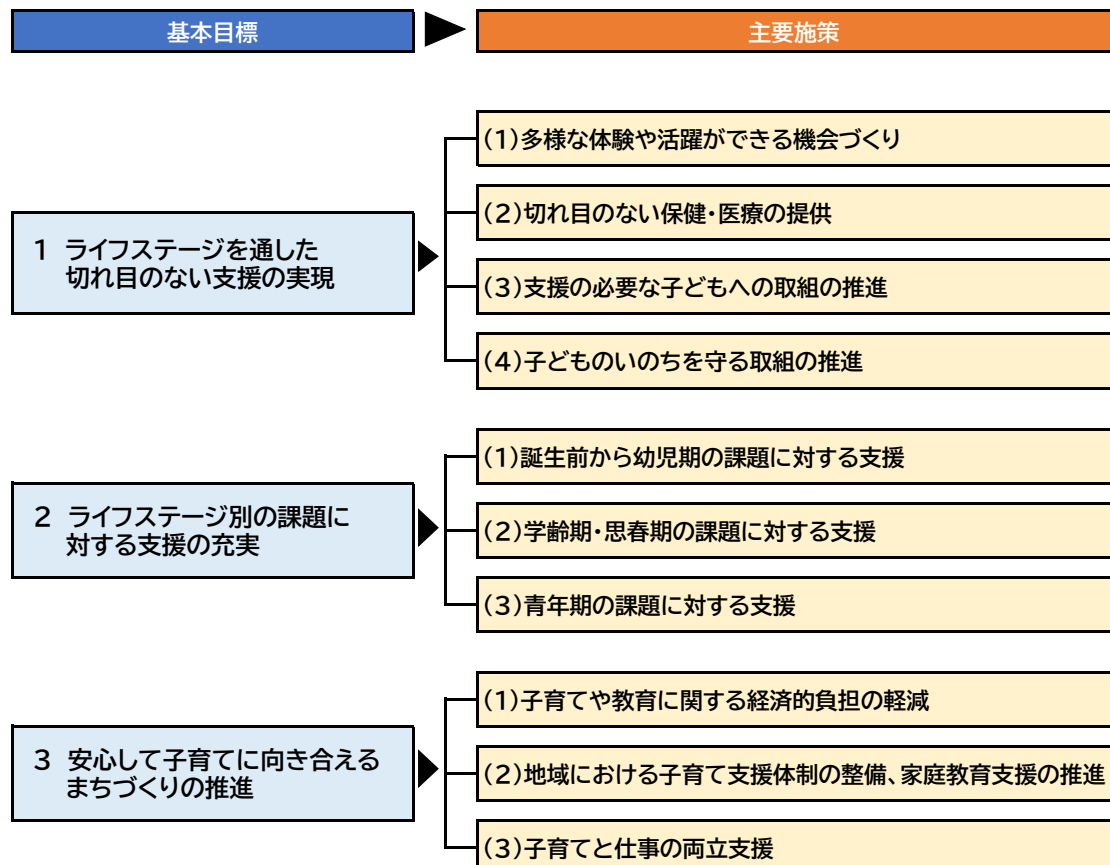
お互いに助け合いながら子育てのできる社会の実現を目指す考え方は、不変であると考えられることから、本計画の基本理念も、これまでの計画を継承するものとします。

**男女が共同し、子どもを安心して生み育て、
子どもが健やかに育つまちづくり**

4

基本目標・主要施策

基本理念を実現させるため、3つの基本目標を定め、各目標の達成に向けた主要施策を中心に施策を推進します。



5

本計画の主な取組

基本目標1 ライフステージを通した切れ目のない支援の実現



子ども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。本計画では、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目のない支援を実現することを目標に掲げて、すべてのライフステージに共通する各施策に取り組めます。

【主要施策】

- ① 多様な体験や活躍ができる機会づくり
- ② 切れ目のない保健・医療の提供
- ③ 支援の必要な子どもへの取組の推進
- ④ 子どものいのちを守る取組の推進

基本目標2 ライフステージ別の課題に対する支援の充実



子ども・子育てに関する施策を進めるにあたっては、誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期とそれぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、子どもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。本計画では、それぞれのライフステージにおいて起こりうる課題とその背景に目を向けた、きめ細やかな支援の充実に取り組めます。

【主要施策】

- ① 誕生前から幼児期の課題に対する支援
- ② 学童期・思春期の課題に対する支援
- ③ 青年期の課題に対する支援

基本目標3 安心して子育てに向き合えるまちづくりの推進



子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。本計画では、子育て当事者への様々な支援の充実を図り、全体で支援するまちづくりの推進に取り組めます。

【主要施策】

- ① 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ② 地域における子育て支援体制の整備、家庭教育支援の推進
- ③ 子育てと仕事の両立支援

6

事業計画

(1) 教育・保育の提供体制の確保

対象者	事業内容	確保の考え方
【3～5 歳】 1 号認定及び 2 号認定 (教育希望者)	専業主婦（夫）家庭・就労短時間家庭及び共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭の 3～5 歳児に対し、教育を提供する。	提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。
【3～5 歳】 2 号認定 (保育希望者)	共働き家庭の 3～5 歳児に対し、保育を提供する。	確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育士人材バンク等を活用した、保育士の確保や既存保育施設等における定員の拡大等の検討を行い、提供体制の確保を図ります。
【0 歳】 3 号認定	共働き家庭の 0～2 歳児に対し、保育を提供する。	提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。
【1 歳】 3 号認定		確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育士人材バンク等を活用した、保育士の確保や既存保育施設等における定員の拡大等の検討を行い、提供体制の確保を図ります。
【2 歳】 3 号認定		



(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

※令和7年4月現在で実施している事業を掲載しています。

事業名	事業内容	確保の考え方
利用者支援事業 	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について、情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者から施設・事業等の利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供・助言を行い、関係機関との連絡調整を行う事業です。	始良市子ども館、そして新たに設置する子ども家庭センターで引き続き利用者支援及び地域連携を推進していきます。
妊婦等包括相談支援事業 	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて、必要な支援につながる併走型相談支援を実施します。	現行の提供体制において、利用者支援及び地域連携を推進します。
妊婦健康診査 	妊娠中の健康管理を行うとともに、異常を早期に発見し、早期に治療につなげることを目的に行う事業です。	妊婦が安心して出産を迎えるための重要な事業であることから、定期的な受診を勧奨しながら、継続して実施します。
乳児家庭全戸訪問事業 	母子保健推進員等が、生後4か月未満の乳児がいる家庭を全戸訪問し、アンケートにより乳児とその保護者の状況について確認し、その結果を行政につなぐとともに、健康や育児、母子交流の場等に関する情報提供を保護者へ行う事業です。	乳児を持つ家庭にとって大きな支えとなり得る事業であることから、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組みます。
養育支援訪問事業 	産後うつ等による育児不安や健康についての相談を受けて、特に支援が必要な保護者に対し、助産師等が家庭を訪問し、相談内容に応じた支援を行う事業です。	保護者の育児不安の解消のための支援に継続的に取り組みます。

事業名	事業内容	確保の考え方
産後ケア事業 	退院直後の母子に対して、心身のケアやサポート等きめ細やかな支援を実施する事業です。	利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行い、支援を必要とするすべての方が利用できるよう体制を整備します。
子育て短期支援事業 	保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、育児不安や育児疲れ等の身体的、精神的負担の軽減が必要となった場合、又は経済的な問題、配偶者からの暴力等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合に、児童や母子等を児童養護施設等で一時的に預かる事業であり、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業に分類されます。	短期入所生活援助（ショートステイ）事業については、令和6年度中に児童を預けることのできる施設を増やしました。引き続き、ニーズに応じて、提供体制の確保に努めます。 夜間養護等（トワイライトステイ）事業については、保護者からのニーズ等を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。
地域子育て支援拠点事業 	公共施設や保育所、認定こども園等の身近な場所で、子育て中の親子が相互の交流を行う場所を開設し、交流・育児相談や情報提供等を行う事業です。	提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所を提供し、子どもの健やかな発達を促進するため、関係機関との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。
一時預かり事業 	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。	提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行うとともに、預かり時間中の安全・安心の確保のための人員の確保や設備等の充実を図ります。
延長保育事業 （時間外保育） 	保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を超えて保育を行う事業です。	現時点で提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行います。

事業名	事業内容	確保の考え方
病児・病後児保育事業 	おおむね生後3か月から小学6年生までの子どもを対象に、発熱等の急な病気等で、集団保育が困難な子どもを一時的に施設において保育を行う事業です。	提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。しかし、事業の認知度も高まっているため、利用者のニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行っていきます。
乳幼児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 	生後6か月から3歳未満の未就園児を対象に保育所や認定こども園などの施設で、一定時間までの預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促すことや利用する子どもの保護者を対象に子育てに関する相談支援を行うことを目的とし、保護者の就労状況によらず、施設を柔軟に利用できる事業（制度）です。	確保方策が量の見込みを下回っていることから、保育施設等との協議を行い、提供体制の確保に努めます。
実費徴収等に係る 補足給付を行う事業 	保護者が私立幼稚園（新制度未移行）に支払う実費徴収に係る費用（副食費の提供に要する費用）について、保護者の世帯所得の状況に基づき、助成を行う事業です。	副食費の助成については、継続して実施するとともに、日用品・文房具等の購入費に関する助成についても、国や県、周辺自治体の動向を踏まえ、必要に応じて実施を検討します。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 	保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができない小学校児童に対して、放課後に生活の場、適切な遊び場を提供する事業です。	今後も利用者ニーズや施設の状況に応じて、量の確保を行い、放課後の児童の安全を確保しながら、遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の向上、体力の増進を図り、放課後や週末等における児童の安全かつ安心な居場所づくりを推進します。また、特別な支援を要する児童の受け皿づくりのための環境づくりのほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保や余裕教室等の活用等も検討します。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。	提供体制が確保できていると考えられることから、今後も現行体制で対応します。現在、当事業は市社会福祉協議会に委託することで実施しておりますが、事業の広報・周知を図るとともに、援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認の徹底、提供会員の確保を図ります。